

相模原市行政手続条例の一部を改正する条例について
相模原市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市行政手続条例の一部を改正する条例
相模原市行政手続条例(平成9年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

「第4章 行政指導(第30条―第35条)
目次中 第5章 届出(第36条) を
第6章 雑則(第37条) 」

「第4章 行政指導(第30条―第36条)
第5章 処分等の求め(第37条) に改める。
第6章 届出(第38条)
第7章 雑則(第39条) 」

第2条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第37条を第39条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第36条を第38条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるこ

とを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(相模原市国民健康保険条例の一部改正)

2 相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(相模原市市税条例の一部改正)

3 相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

提案の理由

行政手続法(平成5年法律第88号)の改正の趣旨にのっとり、同法で新たに規定された行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案す

るものである。

議案第102号関係資料

相模原市行政手続条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 許認可等の権限の根拠の明示の手続の追加(第33条関係)

行政指導に携わる者は、当該行政指導の際に市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に当該権限の根拠法令の条項等を示さなければならないこととするもの

(2) 行政指導の中止等の求めの手続の追加(第36条関係)

ア 法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、法律又は条例にその根拠が規定されているものの相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例の規定に適合しないと思料するときは、市の機関に対し、申出書により当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができることとするもの

イ 市の機関は、アの求めがあったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととするもの

(3) 処分等の求めの手続の追加(第37条関係)

ア 法令違反の事実がある場合において、その是正のためにされるべき条例に基づく処分又は法律若しくは条例に基づく行政指導がされていないと思料する者は、市長等又は市の機関に対し、申出書により当該処分又は行政指導を求めることができることとするもの

イ 市長等又は市の機関は、アの求めがあったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要と認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととするもの

2 施行期日

平成27年4月1日

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
相模原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例
相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「3,321人」を「3,332人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「535人」を「534人」に改め、同表合計の項中「4,640人」を「4,650人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題への的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するための職員の定数の改正をいたしたく提案するものである。

議案第103号関係資料

相模原市職員定数条例の改正の概要

1 改正の内容

部局別職員定数(第2条関係)

部 局 別	定 数		
	現 行	増減人数	改 正 後
議 会 の 事 務 局 の 職 員	人 2 3	人 0	人 2 3
市 長 の 事 務 部 局 の 職 員	3, 3 2 1	1 1	3, 3 3 2
選挙管理委員会の事務局の職員	1 0	0	1 0
監査委員の事務局の職員	1 5	0	1 5
消 防 職 員	7 1 3	0	7 1 3
人事委員会の事務局の職員	1 0	0	1 0
農業委員会の事務局の職員	1 3	0	1 3
教育委員会の事務局及び 学校その他の教育機関の職員	5 3 5	△ 1	5 3 4
合 計	4, 6 4 0	1 0	4, 6 5 0

2 施行期日

平成27年4月1日

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「100分の9.5」を「100分の9.75」に改める。

第14条の7第2項第1号中「再任用職員」の次に「及び任期付職員」を加え、「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の職員のうち任期付職員 当該任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の72.5(特定幹部職員にあつては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改め、同項第3号中「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の92.5」を「100分の90」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第14条の7第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年相模原市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とする。

提案の理由

人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の地域手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第104号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正の概要

1 第1条及び第2条関係(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

(1) 地域手当の改定

地域手当の月額を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の9.5を乗じて得た額から100分の9.75を乗じて得た額に改定するもの

(2) 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
一 般 職 員	0.675	0.675	1.35	0.675	0.825	1.5
				0.75	0.75	1.5
特定幹部職員	0.875	0.875	1.75	0.875	1.025	1.9
				0.95	0.95	1.9
再任用職員 (一般)	0.325	0.325	0.65	0.325	0.375	0.7
				0.35	0.35	0.7
再任用職員 (特定幹部)	0.425	0.425	0.85	0.425	0.475	0.9
				0.45	0.45	0.9
任期付職員 (一般)	0.675	0.675	1.35	0.675	0.725	1.4
				0.7	0.7	1.4
任期付職員 (特定幹部)	0.875	0.875	1.75	0.875	0.925	1.8
				0.9	0.9	1.8

備考 改定後の各区分の欄の上段は平成26年度の支給割合、下段は平成27年度以降の支給割合

2 第3条及び第4条関係(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
特定任期付職員	1.4	1.55	2.95	1.4	1.7	3.1
				1.55	1.55	3.1

備考 改定後の欄の上段は平成26年度の支給割合、下段は平成27年度以降の支給割合

3 施行期日等

平成26年12月1日。ただし、1(2)及び2のうち平成27年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、平成27年4月1日から施行し、1(1)に係る規定は、平成26年4月1日から適用

相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

(相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和27年相模原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職及び教育長の期末手当の支給割合に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第105号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市
教育委員会の教育長の給与等に関する条例の改正の概要

1 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市長等常勤の 特別職	1.4	1.55	2.95	1.4	1.7	3.1
教育長				1.475	1.625	3.1

備考 改定後の欄の上段は平成26年度の支給割合、下段は平成27年度以降の
支給割合

2 施行期日

平成26年12月1日。ただし、平成27年度以降の期末手当の支給割合に係
る規定は、平成27年4月1日

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「より」を「基づき」に改め、「特別職職員」の次に「(以下「特別職職員」という。)」を加える。

第2条から第4条までを次のように改める。

(報酬の額)

第2条 特別職職員に支給する報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内で定めるものとし、常勤の職員及び他の報酬を受ける特別職職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払わなければならない。

- (1) 時間で定める場合 3,000円
- (2) 日額で定める場合 32,000円
- (3) 月額で定める場合 360,000円
- (4) 年額で定める場合 128,000円
- (5) 1回の勤務で定める場合 32,000円
- (6) 1回の調査で定める場合 120,000円

2 前項の規定により定める特別職職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

ただし、教育長の職を兼ねる教育委員会の委員については、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 特別職職員には、当該職員となつた日から、退職し、失職し、又は死亡した日まで、その勤務に応じて規則で定めるところにより報酬を支給する。

(報酬の減額)

第4条 特別職職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者が承認した場合(無給の特別休暇又は介護休暇の承認を受けた場合を除く。)を除き、規則で定めるところにより報酬を減額する。

第5条第1項中「費用弁償」を「、費用弁償」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

第5条第3項中「前項の場合において、鉄道賃の額及び船賃の額は、別表第2又は別表第3に定める運賃」を「鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅客運賃」に改める。

第5条中第10項及び第11項を削り、第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の2項を加える。

6 車賃の額は、旅客運賃又は実費額による。

7 宿泊料及び食卓料の額は、別表第1の定額による。

第5条に次の1項を加える。

12 前各項に定めるもののほか、特別職職員の勤務に応じ費用弁償として別表第2に定める額を支給する。

附則第8項及び第12項中「第2条第18号に掲げる」を削り、「第3条第1項」を「第2条第2項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条、第5条関係)

番号	職名		報酬額		費用弁償の額
1	教育委員会	委員長	日額	32,000円	(1) 宿泊料(1夜につき)
		委員	日額	27,500円	
2	市の選挙管理委員会	委員長	日額	27,000円	14,800円
		委員	日額	23,200円	
		補充員	日額	12,500円	

3	区の選挙管理委員会	委員長	日額	18,900円	夜につき) 3,000円
		委員	日額	16,200円	
		補充員	日額	8,700円	
4	人事委員会	委員長	日額	32,000円	
		委員	日額	27,500円	
5	監査委員	代表監査委員	月額	159,600円	
		識見を有する者のうちから選任された委員	月額	147,200円	
		議員のうちから選任された委員	月額	61,200円	
6	農業委員会	会長	月額	81,700円	
		会長代理	月額	53,600円	
		委員	月額	45,100円	
7	固定資産評価員	年額	13,000円		
8	固定資産評価審査委員会の委員	日額	14,200円		
9	介護認定審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、就学指導委員会の委員及び障害支援区分判定等審査会の委員のうち主治医意見書の読込みを行うものとして任命権者が特に指定した委員並びに予防接種問題協議会の委員	日額	30,000円	(1) 宿泊料(1夜につき) 13,100円 (2) 食卓料(1夜につき) 2,600円	
10	介護認定審査会の委員、	日額	19,000円。		

	高齢者入所判定委員会の委員、就学指導委員会の委員及び障害支援区分判定等審査会の委員のうち前項に規定する委員を除いた委員、感染症診査協議会の委員、教職員健康審査会の委員、小中学校結核対策委員会の委員並びに精神医療審査会の委員		ただし、感染症診査協議会の委員が相模原市感染症診査協議会条例(平成11年相模原市条例第39号)第4条第2項ただし書の規定による審議を行う場合にあっては、5,000円
1 1	開発審査会の委員、環境影響評価審査会の委員及び臨時委員、建築審査会の委員、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員並びに土地利用審査会の委員	日額	15,000円
1 2	附属機関の委員、臨時委員及び専門委員(9の項から前項までに規定する委員を除く。)	日額	12,600円。 ただし、社会福祉審議会の委員及び臨時委員が社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の調査審議を行う場合にあっては、19,000円
1 3	投票管理者 投票所の投票管理者	日額	30,500円を超えない範囲内で選挙管理委員会が

				定める額
		期日前投票所の投票管理者	日額	26,900円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額
14	開票管理者		1回の選挙につき	30,500円
15	選挙長		1回の選挙につき	31,500円
16	投票立会人	投票所の投票立会人	日額	16,300円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額
		期日前投票所の投票立会人	日額	14,400円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額
17	開票立会人		1回の選挙につき	16,300円
18	選挙立会人		1回の選挙につき	9,500円。ただし、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合にあつては、16,300円
19	土地区画整理審議会委員 選挙選挙管理者		1回の選挙につき	30,500円

20	土地区画整理審議会委員 選挙立会人	1回の 選挙に つき	16,300円
21	医療型児童発達支援セン ター嘱託医	月額	243,000円
22	学校医	月額	25,000円を 超えない範囲内で 教育委員会が規則 で定める額。ただ し、健康診断を行 った場合は、健康 診断を行った児 童、生徒及び幼児 の人数に200円 を乗じて得た額を 当該規則で定める 額に加算して得た 額
23	学校歯科医		
24	学校薬剤師	月額	21,000円
25	公文書館長	月額	303,000円
26	公民館長	月額	50,000円
27	財産区管理会の委員	年額	128,000円 を超えない範囲内 で市長が規則で定 める額
28	産業医	総括産業医	月額 78,000円
		職域総括産 業医	月額 68,000円
		産業医	月額 58,000円
29	消防団	団長	年額 127,000円

		方面隊長	年額	115,500円
		副方面隊長	年額	89,400円
		分団長	年額	73,200円
		副分団長	年額	56,100円
		部長	年額	46,800円
		副部長	年額	38,000円
		団員	年額	35,000円
30	スポーツ推進委員		年額	60,100円
31	精神保健指定医		日額	16,000円。 ただし、実地審査を行う場合には、31,300円
32	男女共同参画専門員		日額	30,000円
33	土地区画整理事業の評価員		日額	12,600円
34	福祉型児童発達支援センター嘱託医		月額	151,200円
35	保育所嘱託医		月額	17,900円。 ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額を加算して得た額 (1) 内科 ア 幼児が60人以上110人未満の場合 2,060円 イ 幼児が

			110人以上の場合 3,350円 ウ 乳児が 15人以上 40人未満 の場合 2,060円 エ 乳児が 40人以上 の場合 3,350円 (2) 歯科 ア 乳児及び 幼児が90 人以上150 人未満の場 合 750 円 イ 乳児及び 幼児が150 人以上の場 合 1,200 円
36	その他の特別職職員	第2条第1項各号に掲げる報酬の額の範囲内において任命権者が規則で定める額	

別表第2(第5条関係)

勤務内容		支給額	
財産区管理会の 委員	山林等の実地調査をしたとき。	日額	6,000円

消防団の役員及び団員	水火災等の災害に出動したとき。	1 回の出動につき	3, 0 0 0 円
	訓練、整備、警戒等に出動したとき。	日額	2, 5 0 0 円

別表第 3 及び別表第 4 を削る。

第 2 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、船賃及び航空賃」を削り、「のほか、鉄道賃にあつては急行料金」を「、急行料金、特別車両料金」に、「とする」を「による」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を次のように改める。

- 4 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この項において同じ。)、寝台料金及び座席指定料金によるものとし、旅客運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃による。
- 5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第 5 条第 6 項中「実費額」を「路程 1 キロメートルにつき別に定める定額」に改め、同条第 8 項中「外国旅行」の次に「(相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 2 号。以下「旅費条例」という。)第 2 条第 5 号に規定する外国旅行をいう。以下同じ。)」を加え、「その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、規則で定める」を「別表第 1 に定める額による」に改め、同条第 9 項中「相模原市一般職の旅費に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 2 号)」を「旅費条例」に改める。

附則第 8 項及び第 1 2 項中「当分の間」を「平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。

「	(2) 食卓料(1 夜につき) 3, 0 0 0 円	「	(2) 食卓料(1 夜につき) 3, 0 0 0 円 (3) 外国旅行 旅費条例に 規定する常
---	----------------------------------	---	--

別表第1中

を

勤の監査委員が外国旅行をした場合に支給する旅費(移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。)に相当する額

に改め、同表10の項

中「小中学校結核対策委員会の委員」の次に「、小児慢性特定疾病審査会の委員」を加え、同表26の項中「50,000円」の次に「。ただし、青根公民館、沢井公民館、牧野公民館及び佐野川公民館の館長にあつては、10,000

円」を加え、同表中

(2) 食卓料(1夜につき)
2,600円

を

(2) 食卓料(1夜につき)
2,600円
(3) 外国旅行
旅費条例に規定する市長等以外の職員が外国旅行をした場合に支給する旅費(移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。)に相当する

に改める。

			額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の10の項の規定は平成27年1月1日から、改正後の条例の規定(別表第1の10の項の規定を除く。)及び次項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第2項中「、第4条の規定による改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を削る。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、非常勤の特別職職員の報酬額の基準並びに条例に具体的な職名及び報酬額を規定する非常勤の特別職職員の範囲の整理、報酬の減額に関する規定の追加、小児慢性特定疾病審査会の委員の報酬額の設定、公民館長の報酬額の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第106号関係資料

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第1条関係

ア 非常勤の特別職職員の報酬額の基準並びに条例に具体的な職名及び報酬額を規定する非常勤の特別職職員の範囲の整理

非常勤の特別職職員の報酬額の基準を定めるとともに、法令又は条例に設置根拠がある職については、条例に具体的な職名及び報酬額を規定することとするもの

イ 報酬の減額に関する規定の追加

非常勤の特別職職員が勤務しないときは、勤務しないことについて任命権者が承認した場合を除き、規則で定めるところにより報酬を減額することとするもの

(2) 第2条関係

ア 小児慢性特定疾病審査会の委員の報酬額の設定

職名	報酬額	
小児慢性特定疾病審査会の委員	日額	19,000円

イ 旧津久井町及び旧藤野町の区域内の公民館長の報酬に係る特例の期間を平成27年3月31日までの間とし、同年4月1日以後の報酬額を次のとおりとするもの

職名	報酬額	
青根公民館、沢井公民館、牧野公民館及び佐野川公民館の館長	月額	10,000円

2 施行期日

(1) 1(1)に係る規定 公布の日

(2) 1(2)アに係る規定 平成27年1月1日

(3) 1(2)イに係る規定 平成27年4月1日

相模原市土地利用審査会条例の一部を改正する条例について
相模原市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市土地利用審査会条例の一部を改正する条例
相模原市土地利用審査会条例(平成21年相模原市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条第6項及び第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)に規定する確認の議事は、委員総数の過半数をもって決する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の改正により規制区域の指定等に係る事務・権限が神奈川県から移譲されることに伴い、土地利用審査会の事務のうち規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員総数の過半数をもって決することとする規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2第17号の表に次のように加える。

13	法第40条の5第1項	再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件	29,100円
14	法第40条の5第4項	再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件	11,100円

別表第2第18号の表7の項中「医薬品販売業の許可証又は」を「医薬品の販売業、」に改め、「貸与業」の次に「又は再生医療等製品の販売業」を加え、同表8の項中「医薬品販売業の許可証又は」を「医薬品の販売業、」に改め、「貸与業」の次に「又は再生医療等製品の販売業」を加える。

別表第4中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第105条第1項	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積	1件	160,000円

		率に関する特例の許可の申請に対する審査		
--	--	---------------------	--	--

別表第7に次の2号を加える。

(3) 採石法(昭和25年法律第291号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第33条	岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	1件	52,000円
2	法第33条の5第1項	岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件	33,000円

(4) 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第16条	砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	1件	37,700円
2	法第20条第1項	砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件	17,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2第17号の表に次のように加える改正規定並びに別表第2第18号の表7の項及び8の項の改正規定 平成27年1月1日

(2) 別表第7に2号を加える改正規定 平成27年4月1日

提案の理由

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の改正により、神奈川県から権限の移譲を受ける再生医療等製品の販売業に係る許可等の申請に対する審査、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)の改正に伴う要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成

26年法律第51号)による採石法(昭和25年法律第291号)及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)の改正に伴う岩石及び砂利の採取計画の認可等の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市公契約条例の一部を改正する条例について
相模原市公契約条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市公契約条例の一部を改正する条例

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の契約」の次に「及び労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。)」を加える。

第6条第1号中「300,000,000円」を「100,000,000円」に改め、同条第2号中「10,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「関する契約」の次に「及び労働者派遣契約」を加え、「対象業務委託契約」を「対象業務委託契約等」に改める。

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 対象業務委託契約等 神奈川県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額(同法第3条に規定する最低賃金額をいう。)

第8条各号列記以外の部分及び第1号中「対象業務委託契約」を「対象業務委託契約等」に改め、同条第3号中「又は対象業務委託契約」を「若しくは対象業務委託契約等」に改め、同条中第10号を第11号とし、同条第9号中「対象業務委託契約」を「対象業務委託契約等」に改め、同号イ中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「対象業務委託契約」を「対象業務委託契約等」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 継続性を有する対象業務委託契約等(労働者派遣契約を除く。)の相手方は、

当該対象業務委託契約等の締結前から当該対象業務委託契約等に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

第10条第1項中「第7号に規定する」を「第8号に掲げる」に改める。

第11条第2号中「10,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「関する契約」の次に「及び労働者派遣契約」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告し、又は通知する改正後の第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約等について適用し、施行日前に公告し、又は通知した改正前の第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第11条の規定は、施行日以後に指定管理者(同条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用し、施行日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行った公の施設の管理については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 市長は、改正後の第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額(同条に規定する労働報酬下限額をいう。)について、施行日前においても、同条及び改正後の第7条第1項の規定によりこれを定め、同条第3項の規定により告示することができる。

提案の理由

労働報酬下限額を定める対象としている契約等の範囲及び労働報酬下限額を定める際に勘案する額に係る規定の改正、労働者の継続雇用に係る規定の追加、労働者派遣契約の取扱いを明文化するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第109号関係資料

相模原市公契約条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 労働報酬下限額を定める対象としている契約等の範囲に係る規定の改正(第6条及び第11条関係)

ア 市が発注する契約のうち、労働報酬下限額を定める対象としている契約の範囲を次のとおりとするもの

区 分	現 行	改正後
工事請負 契約	予定価格 300,000,000 円以上	予定価格 100,000,000 円以上
業務委託 契約等	予定価格 10,000,000 円以上	予定価格 5,000,000 円以上

イ 指定管理者が締結しようとする公の施設の管理に係る業務委託契約等のうち、条例の趣旨にのっとり労働環境の確保を図る契約の範囲を、予定価格 10,000,000 円以上から予定価格 5,000,000 円以上に変更するもの

- (2) 労働報酬下限額を定める際に勘案する額に係る規定の改正(第7条関係)

業務委託契約等に係る労働報酬下限額を定める際に勘案する額を、本市において適用される生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の基準の額から神奈川県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づく地域別最低賃金において定める最低賃金額に変更するもの

- (3) 労働者の継続雇用に係る規定の追加(第8条関係)

労働報酬下限額を定める対象としている業務委託契約のうち継続性を有する契約を締結する際、当該契約の締結前から当該契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を当該契約の相手方が雇用するよう配慮することを当該契約において定めることとするもの

- (4) 労働者派遣契約の取扱いを明文化するための規定の改正(第2条、第6条及び第11条関係)

労働者派遣契約を条例の対象としてきたが、条例において明文化されておら

ず疑義が生じる可能性があるため、これを明文化するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日(以下「施行日」という。)。ただし、(3)に係る規定は、同年1月1日

(2) 経過措置

ア 1(1)アに規定する改正後の契約の範囲及び1(3)に係る規定は、施行日以後に公告し、又は通知する契約について適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)イに規定する改正後の契約の範囲は、施行日以後に指定管理者の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用し、施行日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行った公の施設の管理については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

1(1)アに規定する改正後の契約の範囲に係る労働報酬下限額は、施行日前においても、1(2)に規定する改正後の基準となる額等を勘案してこれを定め、告示することができることとするもの

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について
相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例
相模原市医療費助成条例(昭和 49 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「9 歳」を「12 歳」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「所得が」を「所得の額が」に改め、同項第 2 号中「所得が」を「所得の額が、」に改め、同条第 2 項中「次の各号に掲げる者の」を「同条第 1 項第 8 号に該当する者で、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、その」に、「年の所得」を「所得の額」に、「維持した者」を「維持したものに」改め、「ときは、」の次に「当該期間においては」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 1 歳から 11 歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日から 1 年を経過する日までの間 当該年齢に達する日の翌日の属する年の前年(その日が 1 月から 6 月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の所得の額
- (2) 12 歳に達する日の属する月(その月が 3 月である場合を除く。)の翌月の初日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 12 歳に達する日の翌日の属する年の前年(その日が 1 月から 6 月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の所得の額

第 4 条第 4 項中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前条の規定にかかわらず、同条第 1 項第 9 号に該当する者で、医療を受けた日の属する年の前年(その日が 1 月から 6 月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の当該者の小児等養育者の所得の額が、当該小児等養育者の扶養

親族等及び扶養親族等でない18歳に満たない者で当該小児等養育者が当該所得があつた年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者としなない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案の理由

小児医療費助成事業のうち、通院に係る医療費の助成の対象者を12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者に拡大する規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例
相模原市立療育センター条例(昭和 5 0 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う施設」を削り、同項の表知的障害者に対して生活介護を行う施設の項を削る。

第 4 条第 3 号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用した第三陽光園の使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

療育センターの事業のうち知的障害者に対して行う生活介護事業に係る新たな民間事業所が整備されることに伴い、第三陽光園を廃止いたしたく提案するものである。

案内図



施設の概要

位 置	相模原市中央区陽光台 3 丁目 1 9 番 2 号
設置年月日	昭和 5 0 年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積	3 2 8 9 . 7 8 m ² (うち第三陽光園部分 4 7 1 . 5 1 m ²)

相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例について

相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を
次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め
る条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 人員に関する基準(第 3 条・第 4 条)
- 第 3 章 運営に関する基準(第 5 条―第 3 1 条)
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第 3 2 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)

第 4 7 条第 1 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居
宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 指定居宅介護支援(法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。

以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な
限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで
きるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、

多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)
- 4 第1項に規定する管理者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。))第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域

をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費(法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この条において同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに

要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該利用者が居住する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければ

ならない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該利用者が居住する地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(13) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利

用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費(法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。)が利用者に代わり指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)をいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費(法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費をいう。)の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を

希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅

サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号

の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第14条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業者は、同項第1号及び第2号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第20条第1項に規定する勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(暴力団排除)

第31条 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第2条、第2章及び前章(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第3条第1項中「次条第2項」とあるのは「第32条において準用する次条第2項」と、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第32条において準用する第19条」と、同条第2項中「第2条」とあるのは「第32条において準用する第2条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費(法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この条において同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「(居宅介護サービス計画費」とあるのは「(特例居宅介護サービス計画費(法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。))」と、「法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特

例居宅介護サービス計画費の額」と、第12条中「指定居宅介護支援提供証明書」とあるのは「基準該当居宅介護支援提供証明書」と、第14条中「第2条」とあるのは「第32条において準用する第2条」と、「前条」とあるのは「第32条において準用する前条」と、第30条第2項第1号中「第14条第12号」とあるのは「第32条において準用する第14条第12号」と、同項第2号イ中「第14条第7号」とあるのは「第32条において準用する第14条第7号」と、同号ウ中「第14条第9号」とあるのは「第32条において準用する第14条第9号」と、同号エ中「第14条第13号」とあるのは「第32条において準用する第14条第13号」と、同項第3号中「第17条」とあるのは「第32条において準用する第17条」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第32条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第28条第2項」とあるのは「第32条において準用する第28条第2項」と、同条第4項第1号中「第20条第1項」とあるのは「第32条において準用する第20条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第81号)の一部を次のように改正する。
第13条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号」を「相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第号)第14条第9号」に改める。
(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 3 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)の一部を次のように改正する。
第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第

9号」を「相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第14条第9号」に改める。

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条各号に掲げる具体的取扱方針」に改める。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 人員に関する基準(第 3 条・第 4 条)

第 3 章 運営に関する基準(第 5 条—第 3 0 条)

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 3 1 条—第 3 3 条)

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準(第 3 4 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 5 9 条第 1 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 第1項に規定する管理者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。))第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家

族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費(法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。))が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費の額との

間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について、利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、相模原市地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村(法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費(法第53条第1項に規定する介護予防サービス費をいう。)が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)をいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文

書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費(法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費をいう。)の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

- 第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げ

る事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(勤務体制の確保)

第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
(従業者の健康管理)

第21条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(秘密保持)

第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第25条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第26条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して

市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する

次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録
 - オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
 - (3) 第16条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録
- 3 前項の規定にかかわらず、指定介護予防支援事業者は、同項第1号及び第2号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第19条第1項に規定する勤務の体制に関する記録
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(暴力団排除)

第30条 指定介護予防支援事業所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境

等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する支援すべき総合的な課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (1 1) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (1 2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (1 3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、当該介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて当該介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (1 4) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (1 5) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自

立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、栄養状態及び口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は、可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付(法第18条第1号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章まで(第26条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第34条において準用する第18条」と、同条第2項中「第2条」とあるのは「第34条において準用する第2条」と、第11条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費(法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「(介護予防サービス計画費」とあるのは「(特例介護予防サービス計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。))」と、「法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と、第12条中「指定介護予防支援提供証明書」とあるのは「基準該当介護予防支援提供証明書」と、第13条第4号中「第2条、この章及び次章」

とあるのは「第34条において準用する第2条、この章及び次章」と、第29条第2項第1号中「第32条第13号」とあるのは「第34条において準用する第32条第13号」と、同項第2号イ中「第32条第7号」とあるのは「第34条において準用する第32条第7号」と、同号ウ中「第32条第9号」とあるのは「第34条において準用する第32条第9号」と、同号エ中「第32条第14号」とあるのは「第34条において準用する第32条第14号」と、同号オ中「第32条第15号」とあるのは「第34条において準用する第32条第15号」と、同項第3号中「第16条」とあるのは「第34条において準用する第16条」と、同項第4号中「第26条第2項」とあるのは「第34条において準用する第26条第2項」と、同項第5号中「第27条第2項」とあるのは「第34条において準用する第27条第2項」と、同条第4項第1号中「第19条第1項」とあるのは「第34条において準用する第19条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(指定介護予防サービス等基準条例の一部改正)

- 2 指定介護予防サービス等基準条例の一部を次のように改正する。

第13条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号」に改める。

第42条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条第7号」に改める。

第111条第1号中「(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)」を削る。

(相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

3 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号」に改める。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号に掲げる具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改める。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める条例
(平成 2 4 年相模原市条例第 8 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 8 条の 1 2」の次に「、第 7 9 条第 2 項第 1 号、第 7 9 条の 2 第
4 項」を加え、「及び第 1 1 5 条の 2 1」を「、第 1 1 5 条の 2 1、第 1 1 5 条の
2 2 第 2 項第 1 号及び第 1 1 5 条の 3 1」に改め、「指定地域密着型サービス事業者
をいう。以下同じ。）」の次に「、指定居宅介護支援事業者(法第 4 6 条第 1 項に規
定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、「及び指定地域密着
型介護予防サービス事業者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改
め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」の次に「及び
指定介護予防支援事業者(法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者を
いう。以下同じ。）」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する基準)

第 4 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号(法第 7 9 条の 2 第 4 項において準用する場合を
含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有
すると認められるものであってはならない。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する基準)

第7条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の31の規定により読み替えて準用する法第70条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであってはならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の申請者の基準を、法人であり、かつ、暴力団等でないこととする規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例について

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(職員の配置に関する基準)

第 2 条 1 の地域包括支援センター(法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、原則として当該各号に定める員数とする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1 人

(運営に関する基準)

第 3 条 地域包括支援センターは、前条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ

て、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、相模原市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な人員及び運営に関する基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市地域包括支援センター運営協議会の項中「1 2 人以内」を「2 0 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域包括支援センターの行う事業の充実及び強化を図るに当たり、介護保険の被保険者等の意見をより反映させ、調査審議の充実に資するため、相模原市地域包括支援センター運営協議会の委員の数に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例について
相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例
相模原市産業集積促進条例(平成 1 7 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「立地の日」の次に「又は第 4 条第 7 項第 1 号の規定による操業の開始をした日」を加え、「雇用する者(規則で定める者に限る。)」を「雇用する者のうち規則で定める者」に、「第 3 条第 3 項第 3 号」を「次条第 2 項第 5 号」に改め、同号を同条第 1 9 号とし、同条第 9 号中「掲げるものを控除したもの」を「掲げる額を控除した額」に改め、同号ア中「国」を「立地等費用額に係る国」に改め、同号イ中「同法」を削り、「相当する額」の次に「(以下「消費税相当額」という。)」を加え、同号ウを次のように改める。

ウ 企業等が市内に有する事業所を市内の別の場所へ移転する場合において、
移転前の当該事業所の敷地若しくは当該敷地内の工場等又は移転前の当該事業所と関連する土地若しくは建築物を売却するときの当該売却に係る代金に
相当する額

第 2 条第 9 号エ中「又は土地の売却(以下「立地等」という。)」を削り、「類する取引」の次に「(以下「企業集団間取引」という。)」を加え、同号を同条第 1 8 号とし、同条第 8 号中「本市の区域内の」を「市内の」に改め、同号アを次のように改める。

ア 都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない区域(法第 5 条第 1 項に規定する都市計画区域でない区域並びに法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域及び同条第 3 項に規定する市街化調整区域(企業立地等の促進が特に必要と市長が

認める地域を除く。)を除く。)のうち製造業その他の工業の用に供されている5,000平方メートル以上の一団の区域

第2条第8号エ中「(以下「工業専用地域」という。)」を削り、同号オ及びカを次のように改める。

オ 法第9条第13項に規定する特別用途地区として定める特別工業地区

カ 法第12条の5第1項に規定する地区計画の区域(工業の用に供するために定めた区域に限る。)のうち規則で定めるもの(以下「工業系地区計画区域」という。)

第2条第8号キ中「アからカまでに掲げるもののほか、」を削り、同号を同条第17号とし、同条第7号を削り、同条第6号中「次条第2項に規定する固定資産税及び都市計画税に係る不均一課税並びに同条第3項に規定する」を「次条第1項に規定する不均一課税及び同条第2項の規定による」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の6号を加える。

(11) 新築 既存の建築物が建っていない土地に新たに建築物を建てることをいう。

(12) 増築 既存の建築物に新たな建築物を加えることをいう。

(13) 新設 企業等が市内の土地を新たに取得し、又は賃借するとともに、当該土地において工場等の新築をし、既存の工場等の増築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、又は当該土地に近接する市内に有する事業所の敷地と当該土地を一体のものとして当該敷地若しくは当該土地において工場等の新築をし、既存の工場等の増築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、かつ、当該新築をし、又は増築をした工場等において操業を開始することをいう。

(14) 増設 次に掲げる行為をいう。

ア 企業等が市内に有する事業所の敷地において工場等の新築をし、既存の工場等の増築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、又は当該敷地でない市内に有する土地において工場等の新築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、かつ、当該新築をし、又は増築をした工場等においてリーディング産業に関する製品の製造又は製品等の開発に係る研究を開始すること。

イ アに掲げるもののほか、市内で30年以上操業している事業所を有する企

業等(以下「30年企業等」という。)が市内に有する事業所の敷地において工場等の新築をし、既存の工場等の増築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、又は当該敷地でない市内に有する土地において工場等の新築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、かつ、当該新築をし、又は増築をした工場等において操業を開始すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、第17号カに規定する工業系地区計画区域(以下ウにおいて「工業系地区計画区域」という。)内に事業所を有する企業等(以下「工業系地区計画区域内企業等」という。)が工業系地区計画区域内に有する事業所の敷地において工場等の新築をし、既存の工場等の増築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、又は当該敷地でない当該工業系地区計画区域内企業等有する事業所の所在する工業系地区計画区域内に有する土地において工場等の新築をし、若しくは既存の工場等でない建築物を工場等として増築をし、かつ、当該新築をし、又は増築をした工場等において操業を開始すること。

(15) 既存事業所活用 企業等が市内の土地を新たに取得し、又は賃借するとともに、当該土地にある既存の建築物を取得し、当該土地における新築又は増築を伴わずに、当該建築物を工場等として操業を開始することをいう。

(16) 立地 企業等がその事業の用に供するため、新設、増設又は既存事業所活用をすることをいう。

第2条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

(4) 製造業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類E—製造業をいう。

(5) 情報通信業 日本標準産業分類に掲げる大分類G—情報通信業をいう。

(6) 自然科学研究所 日本標準産業分類に掲げる小分類711の自然科学研究所をいう。

(7) リーディング産業 成長が見込まれる先端産業、その先端産業を支える基盤技術に係る産業その他の産業のうち、本市経済を牽引し、強固な産業集積基盤の形成を更に推し進める産業として規則で定めるものをいう。

第2条に次の2号を加える。

(20) 本社 企業等が商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条に規定する商業登記簿に本店として登記をしている事務所をいう。

(21) 市内建設業者 市内に本社を置く建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けている建設業を営む者をいう。

第3条第1項を削り、同条第2項中「市長は」の次に「、産業集積促進地域において」を、「次の表」の次に「の左欄」を、「同表」の次に「の右欄」を加え、「立地をした地域における」を削り、「1月1日(」の次に「当該」を、「課税する」の次に「こと(以下「不均一課税」という。)ができる」を加え、同項の表を次のように改め、同項を同条第1項とする。

立地の形態	対象物件
新設	当該新設に係る土地(取得をしたものに限る。)及び家屋(当該新設をした部分に限る。)
増設	当該増設に係る家屋の当該増設をした部分
既存事業所活用	当該既存事業所活用において取得をした土地

第3条第3項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加え、同項を同条第2項とする。

(3) 本社移転加算金

(4) 市内企業活用奨励金

第4条を次のように改める。

(奨励措置を受けるための要件)

第4条 企業等は、奨励措置(前条第2項第6号及び第7号に規定する奨励金の交付に係る奨励措置を除く。)の適用を受ける場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 産業集積促進地域において立地を行うものであること。

(2) 立地をする工場等が製造業、情報通信業又は自然科学研究所の事業の用に供されるものであること。

(3) 投下資本額が1億円以上(大企業にあっては、10億円以上)であること。

(4) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

2 企業等は、前条第2項第1号に規定する土地取得奨励金の交付を受ける場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさな

ればならない。

- (1) リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための新設又は既存事業所活用をすること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、告示区域における新設又は既存事業所活用をすること。
- 3 企業等は、前条第2項第2号に規定する建物建設奨励金の交付を受ける場合は、第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。
- (1) リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための立地をすること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、30年企業等又は工業系地区計画区域内企業等による立地であること。
- 4 企業等は、前条第2項第3号に規定する本社移転加算金の交付を受ける場合は、第1項各号に掲げるもののほか、立地とともに本社を市外から市内へ移転しなければならない。ただし、当該移転が当該企業等の本社機能に関わる勤務者の新たに市内に設置した本社への異動を伴わない場合その他規則で定める場合は、同条第2項第3号に規定する本社移転加算金の交付を受けることはできない。
- 5 企業等は、前条第2項第4号に規定する市内企業活用奨励金の交付を受ける場合は、第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。
- (1) 立地のための建設工事に係る工事請負事業者が複数の団体が共同して構成するもの(以下「共同企業体」という。)でない場合は、当該工事請負事業者が市内建設業者であること。
 - (2) 立地のための建設工事に係る工事請負事業者が共同企業体である場合は、当該共同企業体を構成する各団体からの当該共同企業体への出資額の総額に占める1の市内建設業者からの出資額の割合が最も大きいこと。
- 6 企業等は、前条第2項第5号に規定する雇用奨励金(以下「雇用奨励金」という。)の交付を受ける場合は、第1項各号に掲げるもののほか、新規雇用従業員を1年以上(大企業にあっては、6人以上の新規雇用従業員を1年以上)継続して雇用していなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす企業等は、雇用

奨励金の交付を受けることができる。

- (1) 産業集積促進地域において、新たに工場、倉庫等を賃借し、かつ、当該工場、倉庫等において操業を開始すること。
- (2) 前号の規定による賃借に係る契約の期間が同号の規定による操業の開始をした日から10年以上であること。
- (3) 第1号の規定による操業の開始をした工場、倉庫等において製造業に係る製造、仕分け、こん包その他これらに類する作業又は研究を行うこと。
- (4) 第1号の規定による操業の開始に要した費用のうち、地方税法第341条第4号に規定する償却資産の取得に要した費用の額から次に掲げる額を控除した額が1億円以上(大企業にあつては、10億円以上)であること。
 - ア 当該償却資産の取得に要した費用に係る消費税相当額
 - イ 当該償却資産の取得に係る取引のうち企業集団間取引に要した費用の額
- (5) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (6) 新規雇用従業員を1年以上(大企業にあつては、6人以上の新規雇用従業員を1年以上)継続して雇用していること。

8 産業集積促進地域において1,000平方メートル以上の土地を売却する者は、前条第2項第6号に規定する工業用地継承奨励金の交付を受ける場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 第1項第4号に規定する要件を満たすこと。
- (2) 第1項第4号に規定する要件を満たす企業等に当該土地を売却し、かつ、当該土地を取得した企業等が当該土地を同項第2号に規定する事業の用に供すること。

9 工業系地区計画区域内に土地を所有する者は、前条第2項第7号に規定する工業保全地区奨励金(以下「工業保全地区奨励金」という。)の交付を受ける場合は、第1項第4号に規定する要件を満たさなければならない。

第5条第1項中「工業保全地区奨励金」の次に「の交付に係る奨励措置」を加え、「もの」を「者」に、「立地等」を「立地、土地の売却又は工場、倉庫等の賃借」に改め、同条第2項中「前項に規定する立地計画が提出された」を「前項の規定による立地計画の提出があった」に、「その旨」を「当該決定の内容」に、「ものに」を「者に」に改め、同条第3項中「ときは、」の次に「前項の規定による」を加え、同条第4項中「立地計画の認定」を「規定による認定の通知」に、「もの」を

「者」に改める。

第6条第1項中「前条第1項の」を「前条第1項に規定する」に、「もの」を「者」に改め、同条第2項中「対する」の次に「変更の」を加え、「(前項に規定する規則で定める軽微な変更を除く。)」を削り、同条第3項中「第1項の」の次に「規定による認定企業等に対する変更の」を加え、同条第5項中「認定企業等は、認定を受けた」を「立地計画提出企業等又は認定企業等は、」に、「中止」を「中止し、」に、「立地計画の」を「当該立地計画の」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条第6項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第7条第1項中「第3条第2項に規定する固定資産税及び都市計画税の不均一課税に係る奨励措置」を「不均一課税」に改め、同条第2項中「第3条第3項に規定する」を「第3条第2項の規定による」に改め、「奨励措置」の次に「(以下「奨励金交付措置」という。)」を加える。

第8条の見出し中「奨励措置」を「奨励金交付措置」に改め、同条第1項中「前条第2項の」を「前条第2項の規定による」に、「奨励措置」を「奨励金交付措置」に、「決定するとともに、その旨」を「決定し、当該決定の内容」に、「ものに」を「者に」に改め、同条第2項中「奨励措置の適用について、」を「規定による奨励金交付措置の適用について」に改める。

第9条第1項中「よる奨励措置」を「よる奨励金交付措置」に、「もの(以下「適用企業等」という。)」を「者」に、「奨励措置のうち」を「第3条第2項の規定による」に改め、同条第2項中「奨励措置のうち土地取得奨励金及び建物建設奨励金」を「第3条第2項第1号から第4号までに規定する奨励金」に改める。

第10条第1項中「立地に係る奨励措置の適用を受けた企業等」を「奨励措置(第3条第2項第6号及び第7号に規定する奨励金の交付に係る奨励措置を除く。)の適用の決定を受けた者」に、「立地奨励企業等」を「この条において「奨励企業等」」に改め、「立地の日」の次に「又は第4条第7項第1号の規定による操業を開始した日」を加え、「その事業」を「当該適用の決定を受けた奨励措置に係る事業(以下この条において「奨励事業」という。)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 奨励企業等は、立地の日又は第4条第7項第1号の規定による操業を開始した日から10年を経過する日まで毎年度、奨励事業の実施状況について、市長に報

告しなければならない。

第11条及び第12条を次のように改める。

(立入検査等)

第11条 市長は、奨励措置の適正な適用のため必要があるときは、奨励措置の適用の決定を受けた者(以下「適用企業等」という。)に対し報告若しくは関係資料の提出を求め、又はその職員に適用企業等の有する土地又は建築物に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協定の締結)

第12条 市長は、認定企業等と環境への配慮、社会への貢献その他必要な企業活動に関する事項について協定を締結することができる。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(立地計画の認定の取消し)

第13条 市長は、認定企業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該立地計画の認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2) 第5条第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段又は行為により立地計画の認定を受けたことが明らかになったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

(6) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(7) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であるとき。

(8) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

第14条 市長は、適用企業等について前条第1号から第8号までのいずれかに該当すると認めるとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励措置の適用の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該奨励措置の適用を停止することができる。

(1) 第8条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励措置の適用の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

別表中

「

建物建設奨励金	家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額	300,000千円
---------	------------------------	-----------

」

を

「

建物建設奨励金	家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額	400,000千円 (リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための立地の場合にあっては、1,000,000千円)
本社移転加算金	土地取得奨励金及び建物建設奨励金の100分の10以内の額	100,000千円
市内企業活用奨励金	立地のための建設工事に係る工事請負事業者に発注した工事請負契約額の100分の3以内の額	

」

に改め、同表雇用奨励金の項中

新規雇用従業員1人につき30万円	30,000千円	を
------------------	----------	---

新規雇用従業員30人を上限とし、1人につき1,100千円(新規雇用従業員が女性の場合にあつては、1人につき1,300千円)の範囲内で次に掲げる額 (1) 1年以上2年未満の継続した雇用期間がある場合 新規雇用従業員1人につき300千円(新規雇用従業員が女性の場合にあつては、1人につき400千円) (2) 2年以上3年未満の継続した雇用期間がある場合 新規雇用従業員1人につき300千円(新規雇用従業員が女性の場合にあつては、1人につき400千円) (3) 3年以上の継続した雇用期間がある場合 新規雇用従業員1人につき500千円	39,000千円
--	----------

に改め、同表

工業用地継承奨励金の項中「土地、家屋及び償却資産」を「土地及び家屋」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に立地計画の提出がされた場合の奨励措置については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に相模原市内において操業している事業所が編入前の城山町、津久井町、相模湖町又は藤野町の区域内において操業していた期間については、相模原市内において操業していた期間とみなす。

提案の理由

より戦略的な企業誘致の実施により本市への立地を促進し、市内経済を牽引する産業の集積を強化するため、リーディング産業の定義の規定の追加、立地の定義の規定の改正、奨励措置の内容及び要件の規定の改正、暴力団排除の規定の追加、本条例の効力を延長するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 7 号関係資料

相模原市産業集積促進条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 定義の規定の改正(第 2 条関係)

リーディング産業に係る奨励措置の実施及び新たに追加する奨励金の交付に係る要件の整理をするため、定義の規定を整理するもの

ア リーディング産業

成長が見込まれる先端産業、その先端産業を支える基盤技術に係る産業その他の産業のうち、本市経済を牽引し、強固な産業集積基盤^{けん}の形成を更に推し進める産業をリーディング産業として新たに定義するもの

イ 増設

従前の増設の内容に、市内に事業所を有する企業等が当該事業所の敷地内にある既存の工場等の増築等を行い、当該工場等においてリーディング産業に関する製品の製造又は製品等の開発に係る研究を開始することを追加するもの

ウ 本社

新たな奨励金として本社移転加算金を追加するに当たり、商業登記簿に本店として登記されている事務所を本社として新たに定義するもの

エ 市内建設業者

新たな奨励金として市内企業活用奨励金を追加するに当たり、市内に本社を置く建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)に基づく許可を受けている建設業を営む者を市内建設業者として新たに定義するもの

(2) 奨励措置の内容及び要件の規定の改正(第 3 条、第 4 条及び別表関係)

ア 土地取得奨励金

奨励金の交付の対象として、従前から対象となっている告示区域において新設をした企業等に、同区域において既存事業所活用をした企業等及び産業集積促進地域においてリーディング産業に関する製品の製造又は製品等の開発に係る研究を行うための新設又は既存事業所活用をした企業等を追加するもの

イ 建物建設奨励金

奨励金の交付の限度額について、従前は3億円としていたものを、リーディング産業に関する製品の製造又は製品等の開発に係る研究を行うための立地をした企業等にあつては10億円、その他の場合は4億円とするもの

ウ 本社移転加算金

立地とともに本社を市外から市内へ移転した場合に、当該立地に係る土地取得奨励金及び建物建設奨励金の100分の10以内の額を、奨励金として1億円を限度に交付するもの

エ 市内企業活用奨励金

立地のための建設工事が市内建設業者又は1の市内建設業者からの出資額の割合が最も大きい共同企業体に発注されたものである場合に、当該建設工事の工事請負契約額の100分の3以内の額を、奨励金として交付するもの

オ 雇用奨励金

(ア) 奨励金の交付額について、従前は新規雇用従業員1人当たり30万円としていたものを、その継続した雇用期間に応じて、限度額を1人当たり110万円とし、新規雇用従業員が女性の場合にあつては限度額を1人当たり130万円とするもの

(イ) 奨励金の交付の対象として、従前から対象となっている産業集積促進地域において立地をした企業等に、新たに産業集積促進地域において製造業に係る作業又は研究を行うための工場、倉庫等を賃借し、かつ、当該工場、倉庫等において操業を開始した企業等を追加するもの

カ 工業用地継承奨励金

奨励金の交付の対象として、従前から対象となっている者に、遊休地、低未利用地等以外の特別工業地区、工業専用地域及び工業系地区計画区域内の土地を売却する者を追加するもの

(3) 暴力団排除の規定の追加(第13条及び第14条関係)

奨励措置の適用の対象となる者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに該当する場合にあつては、奨励措置の対象から除外するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置等

ア 条例の効力の延長

従前の平成27年3月31日までの効力を、平成32年3月31日まで5年間延長することとするもの

イ 編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町で操業していた事業所の取扱い

30年企業等に該当するかどうかの判定に当たり、編入前の城山町、津久井町、相模湖町又は藤野町で操業していた期間を相模原市で操業していた期間とみなすこととするもの

相模原市環境影響評価条例の一部を改正する条例について
相模原市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市環境影響評価条例の一部を改正する条例
相模原市環境影響評価条例(平成 2 6 年相模原市条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「環境影響評価方法書(」の次に「第 5 3 条を除き、」を加える。

第 2 3 条中「環境影響評価準備書(」の次に「第 5 3 条を除き、」を加える。

第 5 3 条第 1 項中「環境影響評価方法書」の次に「(以下この条において「方法書」という。)」を、「環境影響評価準備書」の次に「(以下この条において「準備書」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、法第 3 条の 7 第 1 項(法第 3 8 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により法第 3 条の 2 の第一種事業を実施しようとする者(法第 3 条の 1 0 第 2 項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者を含む。)に対し意見を述べようとする場合又は法第 1 0 条第 4 項(法第 4 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは法第 2 0 条第 4 項(法第 4 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により法第 2 条第 5 項の事業者に対し意見を述べようとする場合は、配慮書の案若しくは配慮書、方法書又は準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)の改正により、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第4項の政令で定める市に本市が追加され、同法の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が本市の区域に限られるものである場合は、当該対象事業に係る意見を市長が事業者に対して直接述べる事が可能になったことに伴い、当該意見を述べようとするときに相模原市環境影響評価審査会へ諮問する手続の規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例
相模原市火災予防条例(昭和 48 年相模原市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条～第 19 条の 3」を「第 3 条―第 19 条の 3」に、「第 20 条～第 24 条の 2」を「第 20 条―第 24 条の 2」に、「第 25 条～第 29 条」を「第 25 条―第 29 条」に、「第 30 条の 2～第 30 条の 7」を「第 30 条の 2―第 30 条の 7」に、「第 31 条～第 34 条」を「第 31 条―第 34 条」に、「第 35 条～第 36 条の 2」を「第 35 条―第 36 条の 2」に、

「第 5 章 避難管理(第 37 条～第 44 条)」を

「第 5 章 避難管理(第 37 条―第 44 条)

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理(第 44 条の 2・第 44 条の 3)」に、「第 45 条～第 49 条」を「第 45 条―第 49 条」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第 44 条の 2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(第 20 条から第 24 条までに規定する器具をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催

する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公表しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第44条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる事項を記載した火災予防上必要な業務に関する計画(以下「火災予防業務計画」という。)を作成させるとともに、当該火災予防業務計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、火災予防業務計画を消防長に提出しなければならない。

第47条中「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第6号に掲げる行為を第44条の2第1項の指定催しにおいて行う場合であつて、第44条の3第2項の規定により火災予防業務計画が提出されたときは、この限りでない。

第47条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第50条に次の1号を加える。

- (4) 第44条の3第2項の規定に違反して火災予防業務計画を提出しなかつた者

第51条本文中「法人の代表者または」を「法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または人」を「又は人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第44条の2及び第44条の3の規定は、適用しない。

提案の理由

多数の者が集合し、かつ、火を使用する器具等を用いる催しにおける防火管理体制を確立するための規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第119号関係資料

相模原市火災予防条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 指定催しに係る防火管理(第44条の2、第44条の3及び第50条関係)

ア 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定し、当該指定をしたときは当該催しを主催する者にその旨を通知し、公表しなければならないこととするもの

イ 指定催しを主催する者に対し、防火担当者を定め、当該防火担当者に火災予防上必要な業務計画を作成させ、当該計画に基づき火災予防上必要な業務を行わせること及び当該計画を消防長に提出することを義務付けることとするもの

ウ 指定催しを主催する者が火災予防上必要な業務計画を提出しなかった場合には、30万円以下の罰金に処することとするもの

(2) 露店等の開設の届出(第47条関係)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する者は、(1)イにより火災予防上必要な業務計画が提出されたときを除き、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならないこととするもの

2 施行期日

平成27年4月1日

※ 対象火気器具等 液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具及びその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具をいう。